

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 監督課長
	厚生労働省職業安定局 需給調整事業課長
有	無期限
平成20年12月11日	
平成30年12月10日	

基監発第1211001号
職需発第1211001号
平成20年12月11日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
厚生労働省職業安定局需給調整事業課長
(契 印 省 略)

労働者派遣契約の中途解除等への対応に係る具体的な取扱いについて

標記については、平成20年12月10日付け基発第1210009号、職発第1210002号「労働者派遣契約の中途解除等への対応について」（以下「局長通達」という。）により指示されたところであるが、その具体的な取扱いについては、下記により、その適切な実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 労働者派遣契約の中途解除等に係る労働基準行政及び職業安定行政の連携（局長通達記の1関係）

局長通達記の1（1）及び（2）の情報提供を行うに当たっての様式については、平成20年3月28日付け基監発第0328002号、職首発第0328001号、職農発第0328001号、職建港発第0328001号、職保発第0328014号、職需発第0328001号、職外発第0328001号、障高障発第0328009号「都道府県労働局における労働基準行政と職業安定行政との連携に当たって留意すべき事項について」（以下「連携課長内かん」という。）に定める様式を活用すること。この場合において、労働者派遣契約の中途解除等に係る派遣先及び派遣元事業主の事業所名、所在地、中途解除等の規模、その他把握した情報を提供するものとする。

なお、需給調整事業担当課室（以下「需給担当課」という。）の指導等により指針に基づく雇用の安定を図る措置が行われ、離職のおそれがない場合には、需給担当課から労働基準部監督課（以下「監督課」という。）への情報提供については、必要ないものであること。

また、需給担当課から監督課への情報提供を行った後において、需給担当課の指導等により指針に基づく雇用の安定を図る措置が行われ、離職のおそれなくなった場合には、その旨を監督課へ連絡するものとする。

おって、労働基準行政から職業安定行政への情報提供については、労働者派遣契約の中途解除等に係る事案であれば、当該事案の派遣元事業主の労働基準法等の違反の有無にかかわらず、把握したすべての事案について行うものとする。

局長通達記の1(3)の職業安定行政と労働基準行政が共同で行う指導については、例えば、労働者派遣契約の中途解除等の情報を把握してから短期間のうちに解雇等に至る可能性がある事案など、同一の事業主に対し、短期間のうちに両行政からの指導が必要な場合のほか、地域の雇用失業情勢を総合的に勘案の上、雇用対策と相まって、両行政が同一の事業主に対し、一括して指導を行うことが効果的であると判断される場合には、積極的に行うものとする。

2 偽装請負に係る労働基準行政及び職業安定行政の連携の徹底（局長通達記の2関係）

(1) 偽装請負に係る相互情報提供の迅速な実施の徹底

偽装請負に係る相互情報提供については、平成18年9月22日付け基監発第0922001号、職需発第0922001号「偽装請負の解消に向けた当面の取組に係る留意事項について」（以下「課長内かん」という。）の記の2により行うものであるが、事案によっては、職業安定行政においては、労働者派遣事業の許可の取消し又は事業廃止命令等の対応を行う必要があり、また、労働基準行政においては、労働安全衛生法等の遵守徹底に係る指導を行う必要があることから、迅速に情報提供を行うとともに、提供された情報に対しては的確に対応すること。

この場合、労働基準行政においては、[REDACTED] 需給担当課においては、個別の労働者派遣事業に係る是正指導事案を対外的に明らかにしていないこと（行政処分又は告発となるものを除く。）を踏まえ、それぞれ提供された情報の管理に万全を期すとともに、提供された情報に関して事業場に調査等を行う場合には、情報を提供した機関に必要な確認を行うものとする。

(2) 偽装請負に該当するか否かの判断等

偽装請負に該当するか否かの判断については、需給担当課の所掌するところであるので、需給担当課においては、照会を受けた場合には、迅速に対応すること。また、需給担当課において、偽装請負に該当するか否かの判断に当たっては、必要な調査を行うこととなるので、労働基準監督署及び監督課にあつては、職業安定行政と労働基準行政が共同で指導を行うことも含め、当該調査に協力するものとする。

(3) 偽装請負に係る労働局間における連携等

本省への協議は、各需給担当課において本省需給調整事業課あて行うこととするが、協議に当たっては、当該事案について、各労働局の労働基準部及び職業安定部（東京、愛知及び大阪労働局にあつては、需給調整事業部）の見解が一致したものとなるよう、必要な調整を行うこと。